

福島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（平成24年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
1	亜鉛の水溶性化合物	1.8E-1				1.1E+2		2.2E+2	332.4
2	アクリルアミド							1.1E-1	0.1
3	アクリル酸エチル							4.6E+2	461.6
4	アクリル酸及びその水溶性塩	2.3E+1						4.2E+0	26.9
5	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル							4.6E+2	461.6
6	アクリル酸2-ヒドロキシエチル								
7	アクリル酸n-ブチル	8.7E+0							8.7
8	アクリル酸メチル							4.6E+2	461.6
9	アクリロニトリル							2.8E+2	280.9
10	アクロレイン		7.9E+3					1.2E+3	9,067.1
11	アジ化ナトリウム	5.3E-1							0.5
12	アセトアルデヒド		4.1E+4					6.4E+3	47,019.3
13	アセトニトリル	1.6E+2						1.6E+2	319.9
16	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル							3.8E-1	0.4
17	o-アニシジン								
18	アニリン							4.1E+0	4.1
20	2-アミノエタノール	2.6E+1			4.0E+4			1.1E+4	50,824.7
21	クロリダゾン								
22	フィプロニル					4.1E+2	2.3E+1		437.3
23	p-アミノフェノール							1.3E-1	0.1
24	m-アミノフェノール							6.0E-2	0.1
25	メトリブジン					1.6E+2			161.0
27	メタミロン								
28	アリルアルコール								
29	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン							4.2E+1	42.0
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る)	1.1E+3			2.7E+5			2.1E+4	289,484.9
31	アンチモン及びその化合物	7.9E-1						5.2E+1	53.2
33	石綿		2.6E-1						0.3
34	3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート								
36	イソブレン							7.9E+3	7,886.4
37	ビスフェノールA	1.1E+1						2.0E+0	12.6
40	ピフェナゼート					2.0E+2			200.0
41	フルトラニル					2.2E+1			21.5
46	キザロホップエチル					4.2E+1			42.0
47	ブタミホス					9.6E+1			96.0
48	E P N								
49	ペンディメタリン					6.7E+2			671.9
50	モリネート					6.6E+3			6,600.0
51	2-エチルヘキサノ酸							2.7E-3	0.0
52	アラニカルブ					2.4E+2			240.0
53	エチルベンゼン	8.0E+4	7.7E+4	1.2E+5				9.5E+3	285,583.7
54	ホスチアゼート					3.5E+2			349.5
56	エチレンオキシド	4.6E+2						3.0E+2	755.0
57	エチレングリコールモノエチルエーテル	7.6E+2		2.6E+2				6.6E+1	1,087.8
58	エチレングリコールモノメチルエーテル	2.6E+1						2.2E+1	48.2
59	エチレンジアミン							2.1E+2	210.8
60	エチレンジアミン四酢酸	5.4E+1			3.1E+2			4.8E+2	848.5
61	マンネブ					1.8E+2			175.0
62	マンコゼブ					9.5E+3			9,451.0
63	ジクアドジプロミド					3.4E+3			3,418.9
64	エトフェンブロックス					2.2E+2	7.4E+1		293.6
69	2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテ								
70	エマメクチン安息香酸塩					2.2E+1			22.3
71	塩化第二鉄	5.1E-2							0.1

福島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
73	1-オクタノール							1.7E-1	0.2
75	カドミウム及びその化合物							1.2E+1	12.2
76	ϵ -カプロラクタム							3.1E-2	0.0
79	2,6-キシレノール								
80	キシレン	1.1E+5	3.0E+5	1.8E+5				2.7E+4	607,389.3
81	キノリン								
82	銀及びその水溶性化合物	1.6E+0						1.2E+1	14.0
83	クメン	1.5E+2						3.9E+2	540.7
84	グリオキサール							5.5E-1	0.6
85	グルタルアルデヒド	3.3E+1						1.5E+3	1,519.1
86	クレゾール							7.0E+1	70.3
87	クロム及び3価クロム化合物	1.4E+0						1.4E+2	140.1
88	6価クロム化合物	5.6E+0		4.0E+2					409.6
89	クロロアニリン								
90	アトラジン					5.7E+2			573.9
91	シアナジン								
92	トルフェンピラド					1.7E+2			165.0
93	メトラクロール					6.8E+2			678.0
94	塩化ビニル								
95	フルアジナム					1.5E+2			154.5
96	ジフェノコナゾール					1.7E+2			165.3
98	クロロ酢酸							4.4E-3	0.0
99	クロロ酢酸エチル								
100	プレチクロール					1.1E+4			11,319.8
101	アラクロール					5.5E+2			553.0
103	HCFC-142b							1.7E+4	16,945.7
104	HCFC-22							2.2E+5	216,024.2
108	メコプロップ					2.0E+3			1,994.0
113	シマジン					1.2E+2			118.0
114	インダノファン					1.1E+2			106.3
115	フェントラザミド					3.1E+3			3,093.5
116	ヘキシチアゾクス					3.0E+1			30.0
117	テブコナゾール					7.2E+2	3.8E+1		754.2
118	ミクロブタニル					1.1E+1			11.0
119	フェンブコナゾール					6.6E+1			66.0
121	p-クロロフェノール								
123	塩化アリル								
124	クミルロン					1.3E+3			1,341.0
125	クロロベンゼン	7.9E+1						5.4E+2	617.9
126	CFC-115							8.7E+2	868.6
127	クロロホルム	2.9E+2						1.1E+3	1,437.3
132	コバルト及びその化合物	1.5E+1						5.5E+2	559.9
133	エチレングリコールモノエチルエーテル アセテート	4.4E+2						9.9E-2	441.7
134	酢酸ビニル							6.3E+2	631.6
136	サリチルアルデヒド							2.7E-2	0.0
137	シアナミド								
138	ジクロシメット					1.2E+2			123.0
139	トラロメリン					9.8E+0	6.7E+0		16.5
140	フェンプロパトリン					5.0E+1	1.0E+1		60.4
141	シモキサニル					1.4E+2			138.0
144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩 を除く)	3.2E+1						3.6E+2	393.0
145	2-(ジエチルアミノ)エタノール							1.4E-1	0.1
146	ピリミホスメチル					4.7E+1			47.0
147	チオベンカルブ					1.9E+2			190.0
148	カフェンストロール					8.8E+2			880.2
150	1,4-ジオキサン	3.9E+1						1.5E+3	1,558.5

福島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（平成24年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
151	1,3-ジオキソラン								
152	カルタップ					1.9E+3			1,882.0
153	テトラメリン						2.6E+2		256.2
154	シクロヘキシルアミン							2.5E+1	25.3
157	1,2-ジクロロエタン	4.3E+1						2.4E+0	45.4
161	CFC-12							1.7E+4	16,695.9
162	プロピザミド					5.0E+2			500.0
164	HCFC-123							2.5E+3	2,473.0
168	イプロジオン					6.3E+1			63.0
169	ジウロン					1.0E+2		3.9E+1	140.0
170	テトラコナゾール					4.8E+1			48.3
171	プロピコナゾール					9.5E+1			95.0
172	オキサジクロメホン					3.2E+2			324.8
174	リニュロン					1.0E+3			1,037.9
175	2,4-D					2.6E+3			2,568.5
176	HCFC-141b							3.5E+4	35,053.1
178	1,2-ジクロロプロパン							2.0E+0	2.0
179	D-D					7.6E+3			7,590.3
181	ジクロロベンゼン						6.3E+2	1.4E+5	138,524.2
182	ピラゾキシフェン					1.1E+2			110.0
183	ピラゾレート					4.9E+3			4,921.0
184	ジクロベニル					3.0E+3			3,048.0
185	HCFC-225							8.4E+3	8,393.7
186	塩化メチレン	2.6E+4						4.0E+0	25,618.2
187	ジチアノン					5.1E+3			5,125.0
188	N,N-ジシクロヘキシルアミン							1.7E+2	174.5
190	ジシクロペンタジエン								
191	イソプロチオラン					9.7E+3			9,720.0
193	エチルチオメトン					1.8E+3			1,750.0
194	ホサロン								
195	プロチオホス					3.1E+2			314.0
196	メチダチオン					2.2E+3			2,160.0
197	マラソン					2.0E+3			1,961.0
198	ジメトエート					2.9E+2			286.0
200	ジニトロトルエン								
202	ジビニルベンゼン							1.6E-6	0.0
203	ジフェニルアミン							5.4E-2	0.1
204	ジフェニルエーテル								
205	1,3-ジフェニルグアニジン							1.7E+1	16.9
206	カルボスルファン					3.1E+2			309.8
207	2,6-ジ-tert-ブチル-4-クレゾール	6.6E+0					7.7E+0	3.2E+2	334.9
209	ジプロモクロロメタン							6.2E+2	620.8
210	2,2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド							2.1E+3	2,053.9
211	ハロン-2402								
212	アセフェート					7.0E+3			6,960.0
213	N,N-ジメチルアセトアミド	1.7E+2						2.8E+2	453.0
216	N,N-ジメチルアニリン							1.8E+0	1.8
217	チオスクラム								
218	ジメチルアミン	6.5E+1						4.3E+0	69.6
221	ベンフラカルブ					1.1E+3			1,116.0
222	フェノチオカルブ								
224	N,N-ジメチルデシルアミン = N-オキシ	4.0E+1			2.3E+4			7.9E+1	23,314.4
225	トリクロロホン					6.3E+3	9.7E+0		6,315.7
227	バラコート					2.4E+3			2,420.0
229	チオファネートメチル					6.5E+3			6,514.0
231	o-トリジン								
232	N,N-ジメチルホルムアミド	4.6E+2							463.0
233	フェントエート					3.4E+2			340.0

福島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
234	臭素								
236	アイオキシニル								
237	水銀及びその化合物	2.6E+0						1.3E+2	134.2
239	有機スズ化合物	5.3E-1							0.5
240	スチレン	2.3E+3	2.0E+4	7.4E+0				2.3E+3	24,805.2
242	セレン及びその化合物							4.9E+2	494.4
243	ダイオキシン類							1.2E+3	1,220.2
244	ダゾメット					3.1E+4			30,674.0
245	チオ尿素							1.7E+2	171.4
248	ダイアジノン					5.6E+3	7.5E+0		5,588.5
249	クロロピリホス					1.2E+3			1,176.0
250	イソキサチオン					6.1E+2			607.0
251	フェントロチオン					9.9E+3	5.6E+2		10,451.3
252	フェンチオン					1.6E+2	1.1E+2		266.9
253	プロフェノホス								
254	イプロベンホス					1.7E+2			170.0
255	デカブロモジフェニルエーテル								
256	デカン酸							2.7E-3	0.0
257	デカノール							5.1E+2	505.6
258	ヘキサメチレンテトラミン							5.1E+2	514.1
259	ジスルフィラム	1.7E+2							174.3
260	クロロタロニル					1.5E+4			14,805.9
261	フサライド					1.3E+3			1,340.5
262	テトラクロロエチレン	4.0E+3						2.4E-1	4,049.9
266	テフルトリン					9.7E+1			96.5
267	チオジカルブ					1.2E+3			1,162.5
268	チウラム	2.4E+2				1.7E+4			16,943.2
270	テレフタル酸								
272	銅水溶性塩(錯塩を除く)	1.1E-1				9.6E+1		9.8E+2	1,073.8
273	n-ドデシルアルコール							1.1E+1	11.1
275	ドデシル硫酸ナトリウム	3.7E+2			4.2E+4			3.6E+3	46,160.6
276	テトラエチレンペンタミン								
277	トリエチルアミン	1.4E+1						2.9E+2	300.8
278	トリエチレンテトラミン	2.4E+0							2.4
281	トリクロロエチレン	8.5E+3						4.8E-1	8,465.6
282	トリクロロ酢酸	2.5E+0						4.6E+1	48.9
283	2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン								
285	クロロピクリン					2.1E+4			21,257.3
286	トリクロピル					5.2E+2			521.0
288	CFC-11							2.0E+4	19,634.5
291	1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)- 1,3,5-トリアジン-2,4,6-(1H,3H,5H)-トリ							2.4E+2	243.5
292	トリブチルアミン								
293	トリフルラリン					1.9E+3			1,891.2
294	2,4,6-トリブromoフェノール								
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	2.0E+4	2.6E+3					1.9E+3	24,169.5
297	1,3,5-トリメチルベンゼン	1.1E+4	2.7E+4	3.5E+3				4.4E+3	45,999.8
298	トリレンジイソシアネート							1.8E-5	0.0
299	トルイジン							4.1E-5	0.0
300	トルエン	1.5E+5	4.8E+5	1.3E+5				5.2E+4	817,309.9
301	トルエンジアミン								
302	ナフタレン	1.6E+1						3.3E+3	3,332.3
305	鉛化合物	2.7E+1		1.8E+3				2.1E+2	2,084.9
308	ニッケル							1.2E+2	123.3
309	ニッケル化合物	5.5E+0						7.5E+2	751.2
312	o- ニトロアニリン								
318	二硫化炭素							4.2E-2	0.0
319	n-ノニルアルコール								

福島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
321	バナジウム化合物							3.4E+2	337.1
322	5'-[N,N-ビス(2-アセチルオキシエチル)アミノ]-2'-(2-ブロモ-4,6-ジニトロフェニルアゾ)-4'-メトキシアセトアニリド								
323	シメトリン					2.5E+3			2,527.5
325	オキシシン銅					9.9E+3			9,893.0
326	クロフェンチジン								
328	ジラム					1.8E+3			1,790.0
329	ポリカーバメート					6.0E+3			5,957.5
330	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)=ペルオキシド							3.1E-1	0.3
331	カズサホス					1.8E+2			177.0
332	砒素及びその無機化合物							6.1E+1	60.8
333	ヒドラジン	4.1E+1						3.1E+3	3,181.3
334	4-ヒドロキシ安息香酸メチル							4.2E+0	4.2
336	ヒドロキノ	1.5E+0						7.7E+2	767.5
340	ビフェニル							4.1E+0	4.1
341	ビペラジン							4.2E+2	420.2
342	ピリジン							1.1E+2	108.6
343	カテコール							2.2E+1	21.9
346	2-フェニルフェノール							1.5E+2	149.7
348	フェニレンジアミン							1.0E-1	0.1
349	フェノール	1.1E+1						1.4E+0	12.0
350	ペルメトリン					3.1E+2	1.9E+2		503.8
351	1,3-ブタジエン		3.2E+4					2.2E+3	34,143.9
354	フタル酸ジ-n-ブチル	1.1E+2		1.9E+3				2.8E+2	2,250.7
355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	2.1E+2		2.0E+1				1.1E+1	241.9
357	ブプロフェン					1.0E+3			1,010.0
358	テブフェノジド					1.0E+2			100.0
359	n-ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテ								
360	ベノミル					2.2E+3			2,165.0
361	シハロホップブチル					2.0E+3			2,015.1
362	ジアフェンチウロン								
363	オキサジアゾン					1.2E+2			120.0
364	フェンピロキシメート					2.9E+1			29.0
366	tert-ブチル=ヒドロペルオキシド								
368	4-tert-ブチルフェノール								
369	プロパルギット					3.0E+1			30.0
370	ピリダベン					2.0E+1			20.0
371	テブフェンピラド					1.0E+2			100.0
374	ふっ化水素及びその水溶性塩	8.2E+2						7.8E+4	78,551.9
376	ブタクロール					4.8E+3			4,786.0
377	フラン								
378	プロピネブ					1.1E+3			1,120.0
379	2-プロピン-1-オール								
381	ブromoジクロロメタン							6.8E+2	684.5
382	ハロン-1301								
383	プロマシル					8.0E+2			795.5
384	1-ブromopropan							4.0E+1	39.6
385	2-ブromopropan								
386	臭化メチル								
389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロリド	5.4E+1			1.9E+3			1.2E+2	2,091.4
390	ヘキサメチレンジアミン							9.6E-3	0.0
391	ヘキサメチレン=ジイソシアネート								
392	n-ヘキサン	5.9E+4	7.3E+3					2.8E+3	69,024.0
393	ベタナフトール								
394	ベリリウム及びその化合物							8.9E+1	89.3

福島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
395	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	1.0E+1							10.5
398	塩化ベンジル							1.4E-1	0.1
399	ベンズアルデヒド		9.3E+3					7.0E+2	9,981.1
400	ベンゼン	2.5E+3	1.2E+5					2.8E+4	155,289.8
402	メフェナセツト					1.6E+3			1,638.9
403	ベンゾフェノン							6.8E-2	0.1
405	ほう素化合物	1.5E+2					1.4E+1	1.6E+5	158,966.7
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル (アルキル基の炭素数が12から15までの もの及びその混合物に限る)	4.0E+3			6.4E+5			1.9E+4	666,762.4
408	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニル エーテル	5.1E+1			1.1E+4			1.7E+3	12,539.6
409	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル 硫酸エステルナトリウム	2.7E+2			6.7E+4			1.6E+4	83,034.3
410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニル エーテル	8.6E+2			7.7E+3			7.5E+3	16,090.2
411	ホルムアルデヒド	2.2E+3	1.1E+5					1.2E+4	128,184.8
412	マンガン及びその化合物	1.1E-1						1.6E+2	164.4
413	無水フタル酸							3.3E-3	0.0
414	無水マレイン酸							1.9E-1	0.2
415	メタクリル酸	3.5E+0						3.9E+1	42.7
416	メタクリル酸2-エチルヘキシル								
417	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル							1.8E-7	0.0
418	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル								
419	メタクリル酸n-ブチル							1.0E+0	1.0
420	メタクリル酸メチル							1.6E+2	159.7
422	フェリムゾン					1.6E+3			1,588.0
423	メチルアミン							9.4E-3	0.0
424	メチル=イソチオシアネート					5.0E+2			500.0
427	カルバリル					1.8E+3	1.4E+2		1,964.6
428	フェノブカルブ					7.6E+1	2.4E+2		316.1
429	ハロスルフロンメチル					4.3E+2			425.7
430	インドキサカルブ					5.0E+0			5.0
431	アゾキシストロビン					8.6E+2			856.7
432	アミトラズ								
433	カーバム					1.0E+4			10,400.0
434	オキサミル					1.4E+2			136.0
435	ピリミノバックメチル					8.1E+2			812.8
436	α -メチルスチレン								
438	メチルナフタレン	3.6E+3					2.1E+1	8.7E+2	4,530.1
439	3-メチルピリジン								
440	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペル オキシド							2.2E+0	2.2
442	メプロニル					1.9E+2			185.0
443	メソミル					1.1E+3			1,128.5
444	トリフロキシストロビン					1.8E+1			17.6
445	クレソキシムメチル					2.1E+3			2,126.8
448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシ アネート	7.0E+2							700.9
449	フェンメディファム								
450	ピリブチカルブ					1.5E+3			1,470.0
452	2-メルカプトベンゾチアゾール	1.9E+1						1.1E-1	19.1
453	モリブデン及びその化合物	3.3E+1						9.1E+2	945.1
455	モルホリン	2.5E+1						2.3E+2	250.6
456	りん化アルミニウム					5.0E+2			495.0
457	ジクロロボス						1.3E+3		1,268.1
459	りん酸トリス(2-クロロエチル)							1.5E+0	1.5
460	りん酸トリトリル							1.9E-3	0.0

福島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（平成24年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	合計
461	りん酸トリフェニル							3.0E+1	30.2
462	りん酸トリ-n-ブチル							2.4E-2	0.0
合 計		4.9E+5	1.2E+6	4.4E+5	1.1E+6	2.8E+5	3.6E+3	9.6E+5	4,508,926.7

注1)243ダイオキシン類の単位はmg-TEQ/年

注2)船舶からの排出は含まれていません。